

武藏野市物価高騰対応臨時支援金のご案内

物価の高騰、人件費の上昇の中、介護サービスの提供に対する影響の軽減を図り、市民が安心してサービスを利用できるよう臨時支援金を支給します。

▶**高齢者施設・事業所** 介護保険法等に基づき、令和7年度中に武藏野市内で事業を営んでいる事業所等のうち、次のサービス種別

対象サービス及び支給金額（高齢者施設）

事業所種別	対象施設事業所	対象経費	支給単価
入所系事業所	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護	利用者が利用する消耗品費及び福祉サービスの提供に係る人件費	定員1人当たり 2,000円 (1か月分)
通所系事業所	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション 看護小規模多機能型居宅介護	利用者が利用する消耗品費及び福祉サービスの提供に係る人件費	1施設当たり 40,000円 (1か月分)
訪問系事業所	居宅介護支援、訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問入浴介護、訪問看護 訪問リハビリテーション	利用者が利用する消耗品費及び福祉サービスの提供に係る人件費	1施設当たり 20,000円 (1か月分)

※複数の訪問系サービスに係る事務を同一の事業所（同一の空間において当該複数のサービスに係る事務を行っている事業所。事業所番号が同一でないものを含む。）で行っている場合には、1つのサービスを提供している事業所とみなします。

※短期入所生活介護、短期入所療養介護は、専用床の定員が支給対象になります。

※看護小規模多機能型居宅介護は、通所系施設のみが支給対象になります。

※社会福祉法人が申請する場合は、社会福祉法人助成申請書のご提出が必要になります。

※年度終了後に、支援金支給事業実績報告書の提出が必要となります。

問い合わせ
申請先

〒180-8777武藏野市緑町2-2-28
武藏野市健康福祉部高齢者支援課
TEL 0422-60-1925

申請はHPをご覧ください。
右の二次元コードからご確認
いただけます。



申請方法

下記(1)～(3)の手順で申請ください。

(1) 申請書等のダウンロード

市公式ホームページから、申請書等をダウンロードしてください。

(2) 支給申請書等の作成

ア 申請書兼請求書（第1号様式）

イ 申請内訳明細書（第1号様式別記）

ウ 誓約書兼振込依頼書（第2号様式）

エ その他市長が必要と認める書類（別途お願いする場合があります）

※支援金の支給対象は事業所です。支給申請は、法人単位でとりまとめて行ってください。

ただし、同一法人において、介護サービスの事業所等の他に、障害福祉サービス等の事業所を運営している場合には、障害福祉サービス分は別申請となります。

(3) 申請書等の提出

郵送又は持参により、以下担当窓口に提出してください。

担当窓口

➤ 郵送の場合

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市役所 健康福祉部 高齢者支援課 介護サービス担当

※封筒のおもてに、「支援金申請書在中」と記入してください。

➤ 持参の場合

武蔵野市役所本庁舎 南棟1階10番窓口（高齢者支援課）

※申請書の内容に不備等があった場合には、個別にご連絡を差し上げたうえ、修正等の対応を行っていただきます。

締切日

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

※郵送にて提出する場合、消印有効ではありませんので、ご注意ください。

※締切日を過ぎてからの申請は一切受理できませんので、あらかじめご承知おきください。

※締切日直前になりますと、申請が集中し、審査・処理に時間がかかる場合がありますので、早期の申請のご協力ををお願いいたします。

支給決定について

申請書の審査によって支給が決定した場合は「武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給決定通知書」を、不支給の場合は「武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金不支給決定通知書」を送付します。支給決定通知の送付後、10程度で指定の口座に振込みます。

問い合わせ
申請先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
高齢者施設 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課
TEL 0422-60-1925